高知県再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金実施要領

第１　目的

　この要領は、高知県再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて実施される事業について、必要な事項を定めるものとする。

第２　事業の要件

１　事業の対象となる施設

（１）共通事項

　事業の対象となる施設は、次のとおりとする。

①昭和56年６月１日以降の建築確認を得て建築された建築物

②昭和56年５月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果、「耐震性を有する」と診断された建築物

③耐震改修整備を実施した建築物

（２）公共施設再生可能エネルギー等導入事業

事業の対象となる施設は、市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が所有する次に掲げる公共施設等（指定管理等により管理・運営を外部機関が実施している場合を含む）とする。ただし、⑥から⑪までに掲げるものについては、市町村防災計画に位置付けられている施設又は位置付けられる見込みの施設とする。

　①庁舎

　②消防本部・消防署等

　③診療施設

　④上下水道施設

　⑤清掃工場

　⑥公民館

　⑦体育館

　⑧社会福祉施設

　⑨学校

　⑩公園

　⑪その他知事が認める施設

（３）民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業

事業の対象となる施設は、民間事業者が所有又は管理する以下の民間施設とする。ただし、④から⑥までに掲げるものについては、市町村防災計画に位置付けられている施設若しくは位置付けられる見込みの施設又は県若しくは市町村との間で防災に関する協定を締結している施設とする。

　①医療施設

　②公共交通機関の施設

　③私立学校

　④宿泊等施設

　⑤コンビニエンスストア

　⑥福祉避難所

　⑦その他知事が認める施設

２　事業の対象となる設備

（１）再生可能エネルギー等

本事業で対象とする再生可能エネルギー等は、次のとおりとする。

　①再生可能エネルギー発電設備

・太陽光

・風力

・小水力

・地中熱

・廃熱、地熱等

・バイオマス

・その他知事が認めるもの

②再生可能エネルギー発電設備に付帯する設備

・蓄電池

・街路灯及び道路灯（再生可能エネルギー発電設備や蓄電池を併設したＬＥＤ街路灯及び調光機能を有するＬＥＤ等長寿命の街路灯に限る。）

・屋内高所照明（点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯をＬＥＤ灯等長寿命の照明に更新する場合に限る。）

・高効率照明・高効率空調（再生可能エネルギー設備等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために施設へ設置する場合に限る。）

・その他知事が認める設備

（２）蓄電池の導入

ア　補助事業の実施に当たっては、蓄電池の導入を必須とする。ただし、次に掲げる条件を満たす場合においては、この限りでない。

①太陽光発電設備の場合、次に掲げる条件を全て満たすこと。

・災害時等であっても、日没後、夜間において電気を使用しない施設であること。

・太陽光発電の発電能力が低下する日中の曇天、雨天時及び災害等により商用電力系統からの電力が遮断されたときに機能等を維持するためのエネルギーを確保することができる非常用発電設備によるバックアップが備えられていること。

②太陽光発電設備以外の場合、次に掲げる条件を全て満たすこと。

・昼夜を含め、施設等の機能を確保するために必要な安定した電力量が、補助事業により導入する再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く。）から得られること。

・非常用発電設備によるバックアップが備えられており、数日間程度の電力供給が途絶えても機能し得ること。

イ　既に再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することも補助事業の対象とする。

ウ　蓄電池の導入に当たっては、災害等により商用電力系統からの電力が遮断された場合においても、必要な電力と機能とを確実に確保することができる蓄電池を選定すること。

３　導入設備の導入費用等

　再生可能エネルギー等の導入費用等については、次に掲げる事項を踏まえた妥当性を有さなければならない。また、補助事業の執行に際しては、入札または三者以上から見積書を徴収するなど、補助対象経費の低減に努めなければならない。

　①導入時に販売等されている設備等の価格を参考に、発電量等の単位当たりの価格の妥当性を精査すること。

　②市場価格の推移を適宜把握し、価格設定の参考とすること。

　③設備等の性能や稼働実績を精査し、過剰な設備にならないよう、導入する施設において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とした設備規模とすること。

第３　固定価格買取制度との関係

１　共通事項

　補助事業により導入した再生可能エネルギー発電設備については、国による固定価格買取制度の設備認定を受けないことを条件とする。ただし、電力会社との個別契約において価格を決定し、余剰電力を売電すること（以下「余剰売電」という。）は可能とする。

２　公共施設再生可能エネルギー等導入事業

（１）管理基金の造成

　余剰売電を行う市町村等は、余剰売電による収入が発生するまでに、余剰売電による収入を管理する基金を造成又は既設基金内に別勘定を設置するものとし、毎年度、収支内容について公表するとともに、要綱第10条の規定による事業状況報告書において知事に報告するものとする。

（２）管理基金の運用等

　①管理基金の運用については、次の方法によるものとする。

　・国債、地方債、その他確実かつ有利な有価証券の取得

　・金融機関への預金

　・信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（元本保証のあるものに限る。）

　②管理基金の運用益は、全て管理基金に繰り入れるものとする。

（３）管理基金の使途

　管理基金の使途は、次に掲げるものに限る。

　・補助事業で導入した再生可能エネルギー等の維持管理、更新に係る経費

　・補助事業以外で導入した再生可能エネルギー等の維持管理、更新に係る経費

　・その他、知事が認めた事業

３　民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業

　余剰売電による収入については、他の事業と経理を区別する必要はないが、その使途については、第３－２－（３）の取り扱いに準じるものとする。

第４　報告義務

　補助事業者は、下記の項目に係る当該事業年度の実績を、翌年度の４月15日までに知事に報告するものとする。

・補助事業により導入した再生可能エネルギー発電設備の発電電力量

・二酸化炭素削減量

・その他知事が別に定める項目